

慰謝料算定について

平成29年10月26日

担当：脇

第1 事案の概要

交通事故事案。追突され、過失等については争いがないため、通院が終了次第、治療費等を請求。通院終了後、保険会社に損害額を記載した通知書を送ったところ、通院期間1か月半のうち、病院に通った日数が5日間だったために、通院実日数の3倍程度を通院期間として慰謝料計算をさせてもらいたいと言われた。

第2 争点

通院実日数が少ないことや、通院期間があいていること（1か月で○日間とか、次に行くまでに○日間あいたという事情）が、慰謝料算定においてどこまで重視されるか。

第3 赤本等の算定基準

1 原則

通院期間に応じて算定

2 例外

「通院が長期にわたる場合は、症状・治療内容・通院頻度をふまえ、実通院日数の3.5倍程度を慰謝料算定のための通院期間の目安にすることもある」

「むち打ち症で他覚所見がない場合等（軽い打撲や軽い挫創）、別表Ⅱを使用する。通院が長期にわたる場合は、症状・治療内容・通院頻度をふまえ、実通院日数の3倍程度を慰謝料算定のための通院期間の目安にすることもある」

第4 裁判所の考え方

通院期間が慰謝料算定の基礎とされるのは、通常、症状固定ないし症状の回復までの通院期間中、傷害が残存し、傷害に応じた様々な苦痛が持続するからである（東京地判平成25年7月22日）。

↓

傷害の内容・通院期間（＝完治までの期間）の長さを基礎に慰謝料を算定
傷害の重篤さを否定する事情として、実通院日数等を考慮

第5 判例

別紙参照

第6 本件の検討

受傷内容：頸椎捻挫

通院期間：1か月半（通院実日数5日間）

治療内容：経過観察（口頭での質問、薬の処方のみ。現在、ほとんど痛みなし。）